

# 公益財団法人日本環境整備教育センター 浄化槽に関する調査研究助成実施要領

(趣旨)

第1条 公益財団法人日本環境整備教育センター（以下「教育センター」という。）浄化槽に関する調査研究助成規程第20条の規定に基づき、研究助成に関して必要な事項を定める。

(研究助成の対象となる調査研究)

第2条 調査研究における浄化槽に関する新技術の開発とは、浄化槽の機能向上、浄化槽システムの効率化・低炭素化、リサイクル等に関するもの。社会科学的な研究とは、生活排水処理手法等とする。

(申請者の応募及び申請手続き)

第3条 申請は、研究代表者が教育センターホームページより申請書一式（申請書、別添1 研究の概要、別添2 研究の詳細）をダウンロードし、電子メール等で申し込む方法とする。公募期間は、原則として調査研究年度の前年12月から当年3月までとする。

(助成額)

第4条 助成総額は、100万円程度とする。

(助成金の対象となる経費)

第5条 規程第6条による経費のほか、研究のために臨時に雇い入れた者に対する謝礼金や一部業務の委託費は、この限りでない。

(研究助成期間)

第6条 原則として規程第7条による期間とするが、申請者の申し入れにより研究の内容及びその他の状況により必要と認められる場合には、その期間を延長することができる。

(決定通知)

第7条 決定通知は、原則として6月初旬までに行う。

(研究報告等)

第8条 報告書等の提出日は、原則として収支予算書が6月末、中間報告書を12月末、最終報告書及び収支明細書は3月末とする。

2 中間報告書及び最終報告書は、下記による(PDFファイルあるいはMicrosoft Wordファイル)。

一 中間報告書

- ① 報告書本文(図表含) : A 4判横書き 2 頁程度(1 行 40 文字、1 頁 40 行)

二 最終報告書

- ① 報告書本文(図表含) : A 4判横書き 10 頁程度(1 行 40 文字、1 頁 40 行)  
② 報告概要 : 400 字以内  
③ 英文要旨 : 200 語以内

(調査研究成果の公表)

第 9 条 公表については、規程第 13 条のとおりであるが、その掲載・発表時期が報告書提出後においても支障がある場合は、事前に教育センターに報告する。

(報告会)

第 10 条 研究助成を受けた者が、報告会(全国浄化槽技術研究集会における研究発表会を含む。)において発表するための旅費交通費は、教育センターが負担する。

附 則

この要領は、令和 6 年 12 月 2 日から適用する。